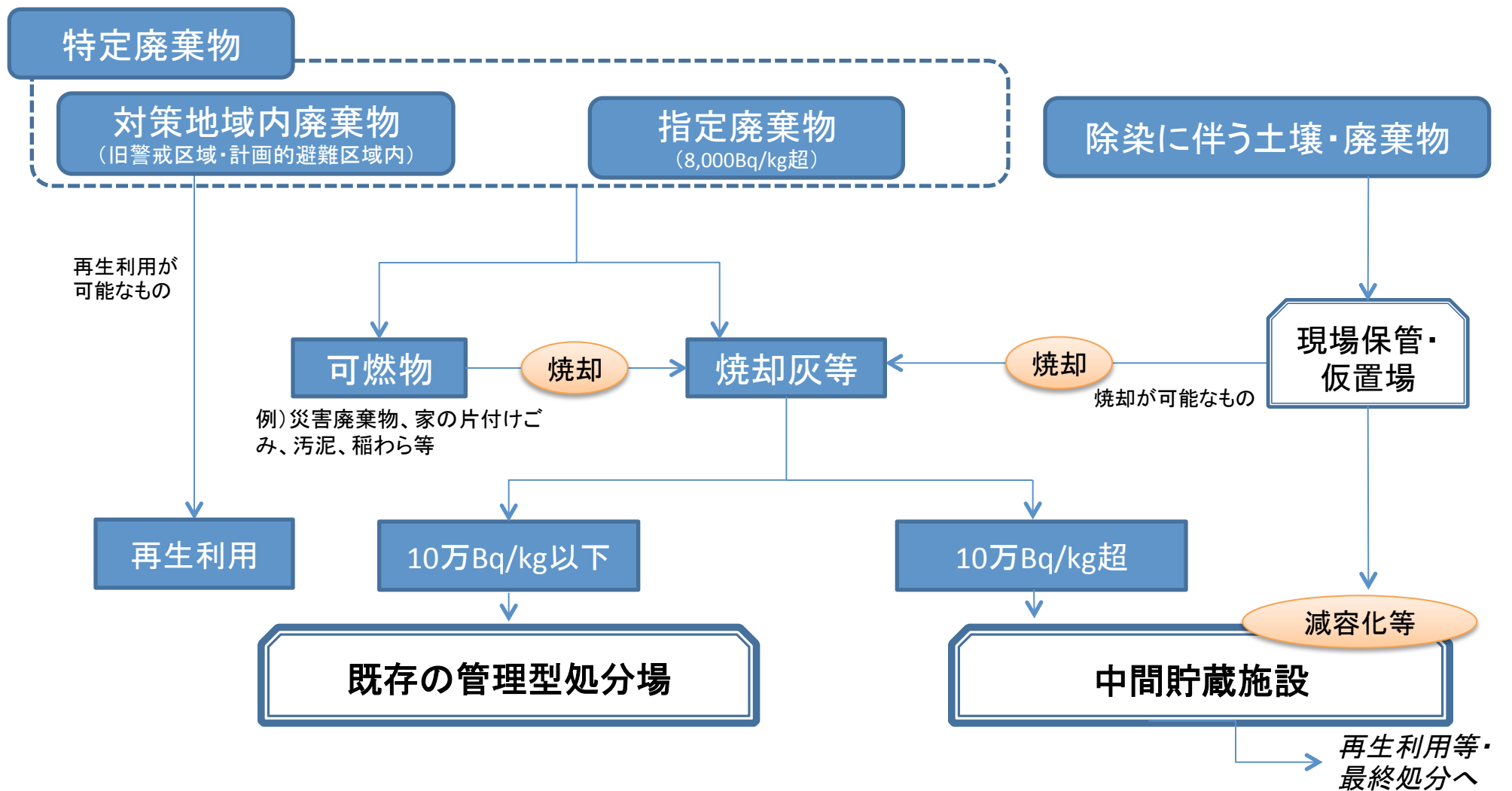


放射性物質汚染対処特措法に基づく 特定廃棄物^(※)及び除去土壌等の処理フロー(福島県内)

(※) 対策地域内廃棄物又は指定廃棄物(特措法20条)



注) 特定廃棄物以外の8,000Bq/kg以下の廃棄物については、廃棄物処理法の規定を適用。(一定の範囲については特措法に基づく基準を適用。)

注) 中間貯蔵施設の検討に当たっては、現時点で推計が困難な分野の貯蔵も考慮。

注) 除染廃棄物の専焼灰については、濃度に関わらず中間貯蔵施設に保管。